

姉妹都市等との交流事業に助成します

大野市では、姉妹都市や友好交流市などと交流事業を行う市内の団体に対して、かかる経費を助成しています。

○助成の対象団体（5名以上が参加）

民間団体、小中学生や高校生で構成される団体等

○交流事業とは

姉妹都市等の団体と相互の友好親善や交流を図るために行い、又は参加する産業、経済、学校・社会教育、文化、スポーツ等の事業

○助成の対象となる自治体（裏面の地図をご覧ください）

◆姉妹都市……古河市 ◆友好交流市……岩倉市

◆友好市町……新ひだか町・葛巻町・糸魚川市・南あわじ市

◆越前美濃街道広域観光交流市……郡上市・美濃市

◆ゆかりのあるまち……高山市・飛騨市・彦根市・甲賀市・刈谷市

◆その他協定を締結し交流する自治体（災害時相互応援協定）

……黒部市・尾鷲市・高浜町・相馬市・高山市・守山市

◆行政上つながりを持ち今後の交流拡大が期待できる自治体……美浜町

○対象となる経費（基準がありますので、詳細はお問い合わせください）

◆訪問する場合

交流先への移動にかかる交通費（運賃、自動車借上料、有料道路通行料、駐車料金、燃料費）、交流先での宿泊料（飲食費は除く）

◆受け入れする場合

資料代、最寄りの特急駅等から市内までの運賃や自動車借上料、市内施設の使用料・入場料、市内での宿泊料、市内の講師等への謝礼金、市内飲食店で会食にかかる経費、市内で製造及び販売されたもので交流する団体に手渡す土産品代

○補助金の額

◆訪問する場合

補助対象経費の3分の1以内

（ただし交流する姉妹都市等により、10～40万円の上限あり）

◆受け入れする場合

補助対象経費の50%以内、上限は30万円

（ただし経費の区分ごとに上限あり）

○訪問事業の例として・・・

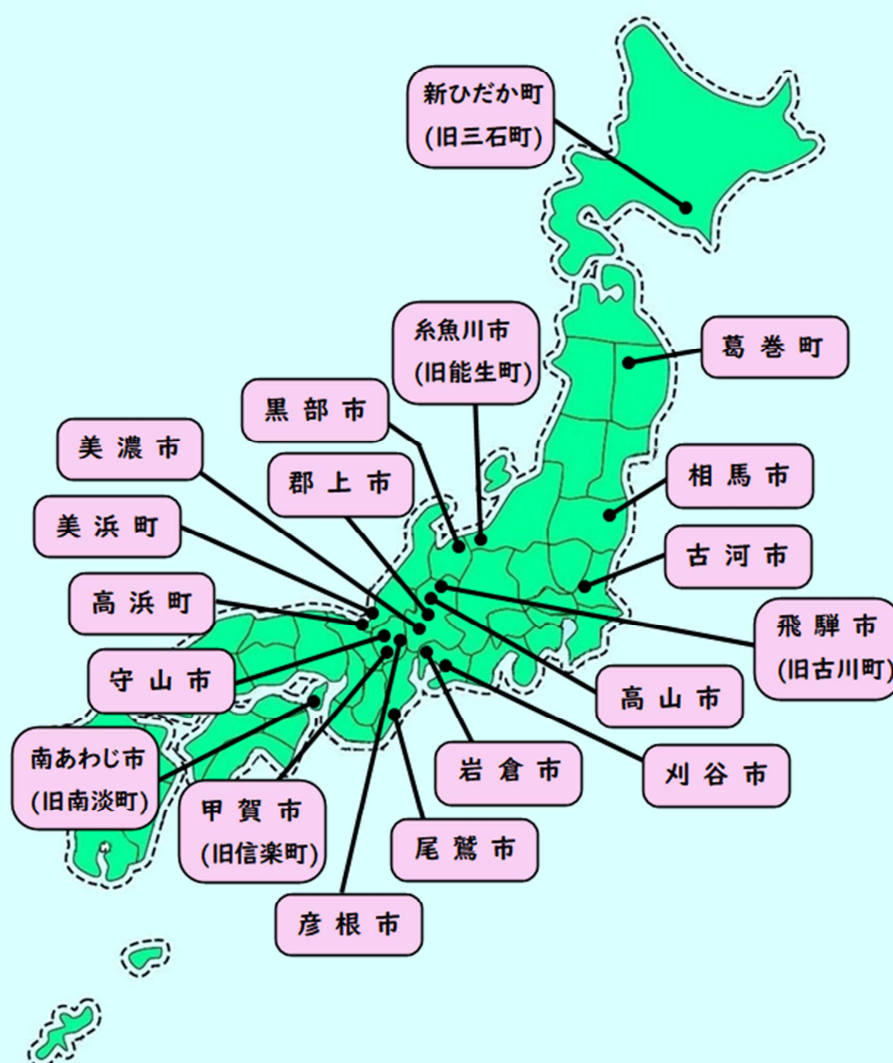
- ◆スポーツ少年団が対象となる自治体で開催される大会に参加
→ 交通費・宿泊費等の一部を助成



○受入事業の例として・・・

- ◆文化団体が対象となる自治体の団体を大野市に招き発表会を開催
→ 資料代、送迎宿泊費用、交流会での講師謝礼や会食費、土産代の一部を助成

助成の対象となる自治体



○補助金交付要綱や申請書様式は市ホームページからダウンロードできます。

市ホームページトップページ - 市政情報 - 交流 - 姉妹都市交流 - 姉妹都市等との交流事業補助金
http://www.city.ono.fukui.jp/shisei/koryu/shimaitoshi_koryu/koryuhojo.html

問い合わせ先：大野市役所 秘書広報室 (TEL. 64-4825)